

実質的支配者リスト制度が開始しました(令和4年1月31日)

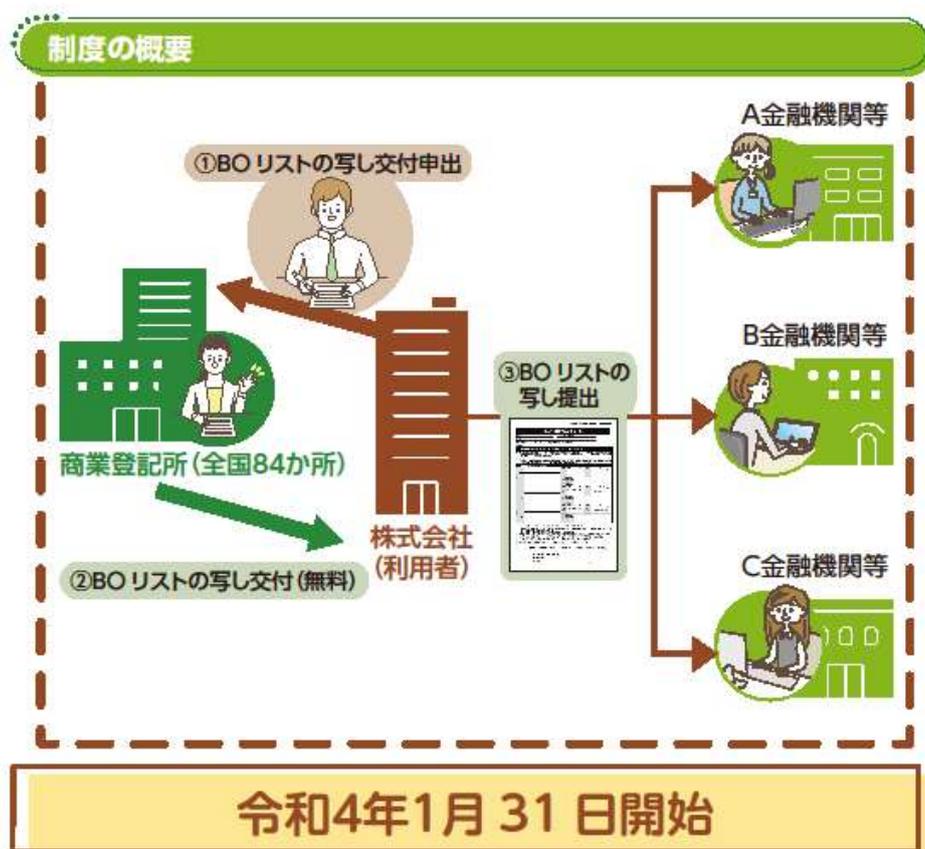
本制度は、株式会社(特例有限会社を含む。)からの申出により、商業登記所の登記官が、当該株式会社が作成した実質的支配者リスト(※)について、所定の添付書面により内容を確認し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付を行うものです。

(※) 実質的支配者(BO:Beneficial Owner)とは、法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいいます。

実質的支配者リスト(実質的支配者情報一覧)とは、実質的支配者について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面をいいます。

株式会社や有限会社との取引において、その実質的支配者を確認する必要がある場合に、本制度を利用する(当該会社から本制度の実質的支配者リストの写しの提出を受ける)ことで、確認をスムーズに行うことができます。

取引先から本制度の実質的支配者リストの提出を求められた株式会社や有限会社は、管轄の法務局に実質的支配者リストの保管・写しの交付の申出をしていただくよう、お願いします。



郵送による申出も可能です。

実質的支配者リストの保管・写しの交付は無料です。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)



【問い合わせ先】

熊本地方法務局法人登記部門

〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番53号熊本第二合同庁舎

TEL 096-364-2219